

事務所通信



Vol. 13 2015.5.26 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

アルプラザ守山（モリーブ）さんから徒歩1分

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

管轄する裁判所って？

後見開始等の申立ては、ご本人の住所地によって、その申立先の裁判所が決まります。

申立ては、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行くことになります。

ちなみに滋賀県内の家庭裁判所の管轄は次のとおりです。

(1) 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市に住所がある方は
⇒大津家庭裁判所本庁

〒520-0044 大津市京町3-1-2 ☎077-503-8156

(2) 彦根市、犬上郡、愛知郡、東近江市、近江八幡市、蒲生郡に住所がある方は
⇒大津家庭裁判所彦根支部

〒522-0061 彦根市金亀町5-50 ☎0749-22-0167

(3) 長浜市、米原市に住所がある方は
⇒大津家庭裁判所長浜支部

〒526-0058 長浜市南呉服町6-22 ☎0749-62-0240

(4) 高島市に住所がある方は
⇒大津家庭裁判所高島出張所

〒520-1623 高島市今津町今津住吉1-3-8 ☎0740-22-2148

どこでもお好きな所に申立てできるというわけではありませんのでご注意ください。

寸劇会

コスモスしがでは、成年後見制度について、皆様におわかりやすくご説明するため、寸劇の要素を取り入れたセミナーを開催しております。

開催日時はチラシ配布等でご案内いたします。
ご興味のある方はどうぞご参加ください。

自治会様、サークル団体様等でご要望がありましたら、出張講演も可能です。
ご興味のある団体様はコスモスしが、又は当事務所までお問合せください。

コスモスしが 〒520-0056 大津市末広町2-1 ☎077-523-4610

現在開催しているお題は「成年後見ってどういうときに必要？」です。

編集後記

楽しく歌を歌うって以外と効果があるようです。

楽しく歌うことで、ストレスを発散させ、精神状態を安定させるのに効果があるようです。
また認知症予防でも効果があるようです。
ただ、人前で歌うのは・・・と言う方も多いのでは？

昔のカラオケボックスは若者の集まりの場の雰囲気でしたが、最近のカラオケボックスは家族でも、一人でも楽しめるように工夫されているようです。
私は、最近家でも気軽にカラオケができる「カラオケマイク」が気に入っています。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモスしが、守山商工会議所

